

不正な手段で自動車検査証を入手した事案の調査報告書

1. 貴局よりご指示のありました調査・報告の項目

- 1) バス製造に係る受注から納車に至る業務の流れ(関係書類の流れを含む)
- 2) バス製造に係る同種不正行為(不正な手段で自動車検査証を入手)への関与の有無及び関与があった場合はその内容
- 3) 調査の過程において不正な手段で自動車検査証を入手した事実が発見された場合の対応内容

2. 調査結果

- 1) バス製造に係る受注から納車に至る業務の流れ(関係書類の流れを含む)

日産ディーゼル工業株式会社(以下、日デ工)は、日産ディーゼルの各販売会社(以下、日デ販売社)とバスボデーメーカーである西日本車体工業株式会社(以下、西工)殿との間で、バスの製造販売に関する業務を行っております。

<業務の流れ>

- ・ 日デ販売社から「生産引当依頼書」による発注を受け、日デ工はシャシ部品を手配すると共に西工殿に生産を発注する。
- ・ お客様のご要望によるボデー関係の仕様は、お客様と日デ販売社、西工殿とで打ち合わせ、西工殿が「バス製作仕様書」を作成し、生産にかかる。
- ・ 西工殿は、車検登録書類作成に必要な「車検登録用元資料」を作成し、日デ販売社に送る。
- ・ 完成した車両の検収を経て、日デ工は日デ販売社に譲渡証を発行し、日デ販売社が西工殿から車両を引き取る。
- ・ 日デ販売社は、車検登録書類を作成し登録業務を行い、お客様に納車する。

- 2) バス製造に係る同種不正行為(不正な手段で自動車検査証を入手)への関与の有無及び関与があった場合はその内容

今回の調査過程で、過去において不正な手段により自動車検査証を取得した可能性のある車両が発見されました。

日デ工は、基本仕様(車両型式、販売標準仕様)をチェックしているものの、詳細仕様確定、生産、完成検査、新規登録業務は担当しておりません。このため、不正な手段による自動車検査証取得には直接関わっておりませんが、バスの受注から納車に至る業務プロセス全体の統括責任は日デ工に有り、不正な状況を把握し、それを阻止できる立場にありながら、そのための十分な手だてを講じなかったことへの責任を痛感しております。

このような車両を出荷致しました原因は、当時、基準重量を超過する車両の製造・出荷を未然に防止する仕組みを明確にしていなかったことによるものと認識しております。

平成17年9月以降、大型車業界を取り巻く環境の変化に基づくコンプライアンス向上の観点から、仕様調整段階で、西工殿において基準重量を超える仕様対応を行わない仕組みを規定し管理体制を強化致しました。調査結果からも、仕組みの明確化以降におきましては基準重量超過車両の生産・出荷はございません。

<調査内容および結果>

- ① 対象車両および調査期間;平成16年1月から平成19年1月23日の間に登録された西工殿生産の日デバス全車両(計2,334台)
- ② 調査内容;西工殿に保管されている関係書類を調査分析し、西工殿出荷時の計算車両総重量及び各軸重を算出した。
- ③ 判定基準;上記②の重量が、1-軸重10ト、2-タイヤ許容荷重、3-許容限度軸重の何れかの基準重量を超過しているもの。
- ④ 調査結果;基準重量を超過した車両は下表の通りで、全て後軸重10ト超であった。

			平成16年	平成17年		平成18年	平成19年	合計
				~8月	9月~			
大型	観光系	基準超過台数	36	13	0	0	0	49
		登録台数	120	136		76	0	332
	路線系	基準超過台数	0	0	0	0	0	0
		登録台数	475	535		591	22	1,623
中 型		基準超過台数	0	0	0	0	0	
		登録台数	145	107		122	5	379
合 計		基準超過台数	36	13	0	0	0	49
		登録台数	740	778		789	27	2,334

			判定基準超過重量別台数				合計
			100kg以下	100kg超~ 200kg以下	200kg超~ 300kg以下	300kg超	
大型	観光系	35	6	8	0	49	
	路線系	0	0	0	0	0	
中 型		0	0	0	0	0	
合 計		35	6	8	0	49	

- 3) 調査の過程において不正な手段で自動車検査証を入手した事実が発見された場合の対応内容
 今回の調査において発見された、不正な手段により自動車検査証を取得した可能性のある車両について、日デ工は、日デ販社及び西工殿の協力の下、当該車両の使用のご理解を得て、現車確認等を行い、改修作業の上、早急に道路運送車両法第67条の自動車検査証記載事項の変更手続を行います。併せて貴局に対しましてその結果をご報告申し上げます。

平成15年以前の車両につきましても、可能な範囲で調査し、必要なものについては改善措置を講じます。

3. 今後の取り組み

今般の一連の調査を通して、平成17年9月以降は、仕様調整段階で、基準重量を超える仕様対応を行わない仕組みとなっておりますことを再確認致しましたが、過去に不正な手段で自動車検査証を取得した可能性のある車両が発見されましたことを深く反省すると共に、日デ工の管理・監督責任を痛感致しております。

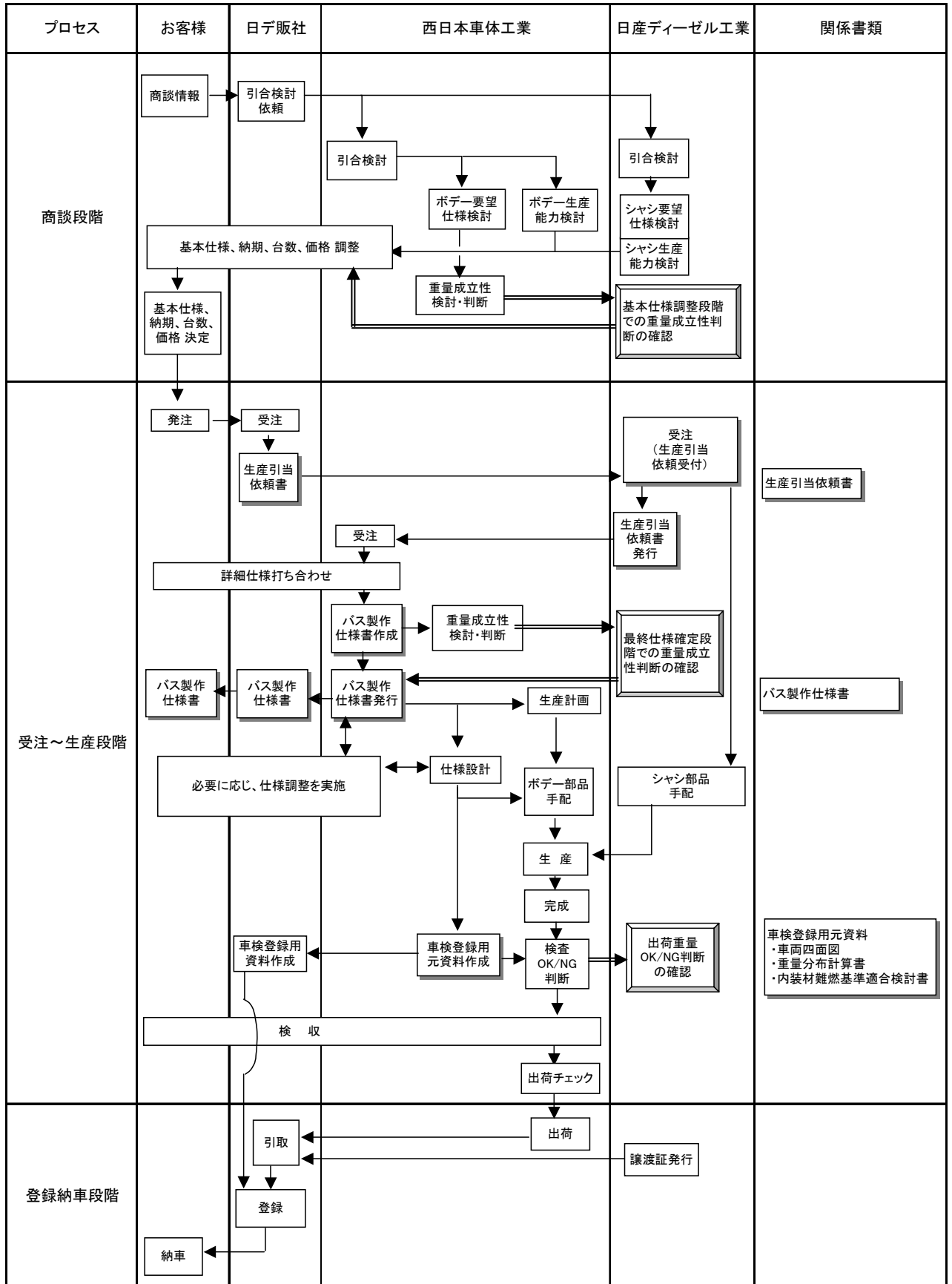
今後におきましては、日デ工がメーカーとしての責任を発揮し、仕様調整段階における重量検討精度向上、完成出荷段階における基準不適合車両の流出防止、コンプライアンス教育の徹底等、管理体制の強化を図ってまいります。さらにその遵守状況を日デ工がチェックすることにより、日デ販社ならびに西工殿と一体となり法令遵守に努める所存でございます。

以 上

別添資料

バス製造に係る受注から納車に至る業務の流れ

日産ディーゼル工業(株)



内は、今後の改善内容を示す